

令和5年度 成人保健専門委員会 会議要旨

開催日時	令和5年9月14日(木) 19時30分～20時50分		
開催場所	霧島市役所 別館4階 大会議室		
出席委員	加倉委員、林委員、佐々木委員、山崎委員、宮原委員、伊藤委員、東委員		
事務局	【健康増進課】 鮫島課長、赤水健康づくり推進グループ長、溝口主査、清水主査、窪田主事 【すこやか保健センター】 種子島所長、大田地域保健第1グループ長、木原主査、渡邊主査		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	0人
議事	(1) 健康きりしま21(第4次)計画の概要について (2) 健康きりしま21(第4次)計画 第4章について 分野別の具体的な取組 【成人保健に関する分野】 (3) その他		
協議結果等の概要	委 ：委員 事 ：事務局 (1) 健康きりしま21(第4次)計画の概要について (2) 健康きりしま21(第4次)第4章 成人保健の分野について ⇒ 事務局が資料に沿って説明。委員からの質問、意見は以下のとおり。 【生活習慣病予防について】 委 ： 糖尿病手帳を歯科受診時に持参される方が増え、血液検査データを見ながら診療することも増え、浸透してきていると感じている。糖尿病と歯周病の関連も患者さんに知られるようになってきている。 新規人工透析の原疾患として、「腎硬化症」が増えているが、今後高齢化に伴う増加であれば対処法はあるか。 事 ： 令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として取り組む中で、高齢期に対する新規人工透析者減少への対策に取り組んでいる。高齢に伴う腎機能低下もあるが、透析を防ぐよう、早めにCKDネットワークの紹介をするなど関わっている。また、高齢期だけではなく、若い世代にも早い段階で関わるよう取り組んでいる。 委 ： 子どもたちの生活習慣、食習慣はどうなっているだろうと考える。何年後かに現在の中学生などが悪循環に陥っていないかと思うので、学校栄養教諭の方等、子ども世代にもインパクトのあるテーマ等で話ができれば良いと思います。また、透析者が増えないような対策の中で、塩分チェックシート等、点数化したり客観的に見れるような物を気軽に取り入れたら良いと思います。 委 ： 小学校の健診にいくと特に高学年に肥満児が多いと感じる。家庭での食育の問題もあると思うが、そこにどう介入していくかは、生活習慣病の未来図像だと思います。		

事： 食育推進検討委員会では、成人の肥満だけでなく、小児の肥満についても情報を出したところである。令和2年度以降、1年生・3年生・6年生のデータで肥満の割合は徐々に増えている。小学生になる前に考えてほしいと思うので、今年度は保育所を対象に肥満についての話ができればと考えている。

委： むし歯があると食べづらくなり、食べやすい物を食べるので、めん類やご飯をかき込んで、肉や魚といった少し噛みごたえのある物を控えたり避けたりするようになる。口腔内にも無頓着、食べ物にも無頓着になるので生活習慣病とむし歯は相関関係はあると思う。

【服薬指導について】

委： 薬剤師会では、適正服薬指導として薬の量を減らす方向で事業を展開している。専門医を受診している現状等、かかりつけ薬局の定着が難しい状況もありますが、お薬手帳を確認したり医師の協力を得ながら今後も事業を継続していきたい。

事： 訪問指導の際、服薬の状況も含めてお伺いするようにしており、お薬手帳を複数持っている方に対しては、1冊で管理するよう声かけをしている。

【職域との連携について】

委： 職域と連携して取り組むことで市全体の健康度が上がると期待されるが現在の取組状況、今後の取組予定があればお聞きしたい。

事： 必要性は感じているが、具体的な取組には至っていない。このような委員会の場でご意見等いただきながら考えていきたい。

【保健指導媒体について】

委： 歯周病と糖尿病との関連は、歯科医師会の先生が作成された漫画でわかる冊子を事業で活用しながら受診につながるような取組をしている。初めて聞いたと言われる方もいるので、今後も更に周知していく必要がある。

委： 健康課題は同じような状況があるので、例えば保健指導の際のパンフレット等のネーミング（キャッチフレーズ）を全国統一して推進していけば、全体で予防活動が進んでいくのではないかと思う。

【特定健診と保険診療の同日実施について】

委： 医療機関の定期受診の際に特定健診も同日実施できれば、市民の利便性も良くなるのではないかと思うが、昨年からの診療と特定健診は重なったらいけないという指導が強くありました。患者さんが強く希望されれば、再診料無しで処方だけしているが、何か手だてはないものか。

事： 特定健診の主幹課に確認したところ、毎年4月の特定健診・長寿健診の事業説明会で留意事項として下記内容を伝えている。

・業務委託料に含まれる診察料相当額（初診料・再診料）を診療報酬においても請求していた事例があったため、特定健診と保険診療を同時に実施した場合には、保険診療に係る初診料・再診料は算定できない。同日に実施できないということではない。

委： 説明を受けた者はそのような理解はしておらず、昨年から一緒にできないというように受け取っている。

事： 誤解を招く文書や説明不足の部分もあったかと思うので、毎年行う説明会の席で再度説明する。
併せて、説明会で添付した県の文書内容がわかりにくいので、わかりやすい内容の文書を要望していきたい。

(3) その他について
⇒ 特になし

<p>会議資料</p>	<p>【配付資料】 ○令和5年度成人保健専門委員会資料 ○重症化予防事業について</p>
-------------	---